

災害時等におけるガス関連事故に係る広報体制に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社北部支店（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、和光市内で地震、台風、暴風、大雨、洪水その他の自然災害又は緊急事態に伴い、乙の供給するガスに関連する事故（以下「ガス関連事故」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「ガス関連事故発生時」という。）において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、市民にガス関連事故に係る情報を迅速かつ正確に伝達することを目的とする。

（情報の共有）

第2条 乙は、ガス関連事故発生時には、甲に対して、できる限り速やかに最新情報を提供する。

2 甲及び乙は、ガス関連事故の現場状況等について双方が知り得た情報を共有するものとする。

（広報の要請）

第3条 乙は、ガス関連事故発生時に、市民に迅速に情報を提供する必要があると認めるときは、甲に対して、防災行政無線及び防災・防犯情報メール並びにツイッター等を利用して、市民への迅速な広報を行うよう要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請を受けたときは、広報の実施についてできる限り協力するものとする。

（要請手続）

第4条 乙は、前条の要請を行う場合は、甲に対し、「緊急速報発信ツール等発信依頼書」をファックスにより提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、前項の要請を電話又は口頭により行うことができるものとし、事後に書面を提出するものとする。

（連絡体制）

第5条 甲及び乙は、第4条の規定による広報の要請に関する手続を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を置き、当該者間の連絡体制を整備しておくものとする。なお、連絡体制については、年1回、相互に見直しを行うものとする。

（協定期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有し、甲又は乙が事前に書面により協定締結を解除する旨を申し出ない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年10月2日

埼玉県和光市広沢1番5号
甲 和光市
和光市長 松本 武洋

東京都北区滝野川五丁目42番地
乙 東京瓦斯株式会社北部支店
支店長 高木 力